

築上町告示第54号

平成18年第1回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成18年1月13日

築上町長職務執行者 八野 紘海

- 1 期 日 平成18年1月18日
- 2 場 所 築上町役場議場

開会日に応招した議員

塩田 文男君	工藤 久司君
白石 隆則君	小林 和政君
山中 正治君	金澤 久芳君
塩田 昌生君	田村與四郎君
武道 修司君	吉元 一也君
宮下 久雄君	有永 義正君
西畑イツミ君	中島 英夫君
西口 周治君	平野 力範君
信田 博見君	繁永 隆治君
丸山 年弘君	成吉 暲奎君
川端 政廣君	岡田 信英君
竹本 眞澄君	田村 兼光君
高島 末吉君	神下 忠君
吉元 成一君	辻上 浩君
田原 親君	吉元 實君

1月19日に応招した議員

応招しなかった議員

平成18年 第1回 築上町議会臨時会会議録（第1日）

平成18年1月18日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成18年1月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 諸般の報告
- 日程第8 発議第1号 築上町議会議員定数条例の制定について
- 日程第9 発議第2号 築上町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第10 発議第3号 築上町議会会議規則の制定について
- 日程第11 発議第4号 築上町議会委員会条例の制定について
- 日程第12 発議第5号 築上町議会傍聴規則の制定について
- 日程第13 発議第6号 築上町議会事務局設置条例の制定について
- 日程第14 発議第7号 常任委員会委員の選任
- 日程第15 発議第8号 議会運営委員会委員の選任
- 日程第16 発議第9号 築上町基地対策特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第17 発議第10号 築上町議会報編集委員会の設置に関する決議について
- 日程第18 発議第11号 築上町議会研修委員会の設置に関する決議について
- 日程第19 選挙第3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第20 選挙第4号 京築地区水道企業団議会議員の選挙
- 日程第21 選挙第5号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙
- 日程第22 選挙第6号 築上郡税務事務組合議会議員の選挙
- 日程第23 選挙第7号 豊前広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第24 選挙第8号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 諸般の報告
- 日程第8 発議第1号 築上町議会議員定数条例の制定について
- 日程第9 発議第2号 築上町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第10 発議第3号 築上町議会会議規則の制定について
- 日程第11 発議第4号 築上町議会委員会条例の制定について
- 日程第12 発議第5号 築上町議会傍聴規則の制定について
- 日程第13 発議第6号 築上町議会事務局設置条例の制定について
- 日程第14 発議第7号 常任委員会委員の選任
- 日程第15 発議第8号 議会運営委員会委員の選任
- 日程第16 発議第9号 築上町基地対策特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第17 発議第10号 築上町議会報編集委員会の設置に関する決議について
- 日程第18 発議第11号 築上町議会研修委員会の設置に関する決議について
- 日程第19 選挙第3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第20 選挙第4号 京築地区水道企業団議会議員の選挙
- 日程第21 選挙第5号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙
- 日程第22 選挙第6号 築上郡税務事務組合議会議員の選挙
- 日程第23 選挙第7号 豊前広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第24 選挙第8号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

## 出席議員（30名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 塩田 文男君 | 2番 工藤 久司君 |
| 3番 白石 隆則君 | 4番 小林 和政君 |
| 5番 山中 正治君 | 6番 金澤 久芳君 |
| 7番 塩田 昌生君 | 8番 田村與四郎君 |

9番	武道 修司君	10番	吉元 一也君
11番	宮下 久雄君	12番	有永 義正君
13番	西畑イツミ君	14番	中島 英夫君
15番	西口 周治君	16番	平野 力範君
17番	信田 博見君	18番	繁永 隆治君
19番	丸山 年弘君	20番	成吉 暲奎君
21番	川端 政廣君	22番	岡田 信英君
23番	竹本 眞澄君	24番	田村 兼光君
25番	高島 末吉君	26番	神下 忠君
27番	吉元 成一君	28番	辻上 浩君
29番	田原 親君	30番	吉元 實君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	江本偉久雄君	参事	小野 俊明君
主査	原口眞由美君	主査	西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長職務執行者	八野 紘海君	総務課長	中村 信雄君
秘書課長	西村 好文君	企画課長	吉留 正敏君
地域振興課長	中野 誠一君	財政課長	田原基代孝君
人権課長	黒瀬 憲生君	住民課長	遠久 隆生君
税務課長	椎野 義寛君	健康福祉課長	吉留 久雄君
高齢者福祉課長	舟川 忠良君	産業課長	出口 秀人君
建設課長	内丸 好明君	上水道課長	片山 益朗君
下水道課長	平岡 司君	会計課長	安田 美鈴君
農委事務局長	大田 隆君	学校教育課長	加来 篤君
生涯学習課長	神崎 一貴君	築城支所長	田村 秀吉君
総務管理室長	落合 泰平君	住民生活室長	竹本 正君

収納対策課長	.....	中村 一治君	福祉対策室長	.....	後田 幸政君
環境課長	.....	白川 義雄君	環境課センター長	.....	小林 實君
地域整備室長	.....	井村 康男君	水道管理室長	.....	中嶋 澄廣君
監査室長	.....	浜田 俊秀君			
教育委員会椎田事務所（課長）	.....				松田 倫夫君
総務課長補佐（行政1係）	.....				中野 康弘君

午前10時00分開会

事務局長（江本偉久雄君） 本臨時会は合併後初めての議会です。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

したがって、年長の神下忠議員さんを御紹介いたします。どうぞ、神下忠議員に議長の職務を行ってもらうということでもって、議長席に御登壇お願いいたします。では、よろしくお願いたします。

〔臨時議長 神下 忠君議長席に着く〕

臨時議長（神下 忠君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介されました神下忠でございます。先ほど事務局より説明がございましたように、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いたします。

ただいまから平成18年度第1回築上町議会臨時会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

・ ・

#### 日程第1．仮議席の指定

臨時議長（神下 忠君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

・ ・

#### 日程第2．選挙第1号

臨時議長（神下 忠君） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（神下 忠君） ただいまの出席議員は30名です。

次に、立会人の指名を行います。町村議会の運営に関する基準第47条の規定により、投票立

会人に仮議席 1 番、塩田文男議員、2 番、工藤久司議員を指名します。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

臨時議長（神下 忠君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（神下 忠君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（神下 忠君） それでは、記入してください。記入しましたら、1 番から順次投票してください。

〔議員投票〕

臨時議長（神下 忠君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（神下 忠君） 投票を終わります。

開票します。立会人の方、お願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（神下 忠君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 30、有効投票数 30、無効なし。有効投票のうち、田原親議員 14 票、成吉暲奎議員 14 票、辻上浩議員 2 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 8 票です。この選挙の法定得票数は有効投票 30 票の 4 分の 1 です。したがって、8 票であり、田原親議員と成吉暲奎議員の得票数はいずれもこれを超えております。田原親議員と成吉暲奎議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。1 回目のくじはくじを引く順序を定め、2 回目のくじで当選人を決定するものです。くじは抽選棒で行います。

田原親議員と成吉暲奎議員、くじのお立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を定めるくじを行います。1 のくじを引かれた人は、当選人を定めるくじの際、1 番目のくじを引き、2 のくじを引かれた人は、当選人を定めるくじの際に 2 番目にくじを引きます。

では、田原親議員と成吉暲奎議員、くじを引いてください。

それでは、くじを引く順序が決定しました。1 のくじを引いたのは成吉議員です。2 のくじを引いたのは田原議員です。以上のとおりです。

では、ただいまよりくじ引きの順序により当選人を決定するくじを行います。くじは丸印と無印の2種類があります。今回の丸印のくじを引かれた方が当選人となります。成吉議員と田原議員、くじを引いてください。

くじの結果を報告します。くじの結果、田原親議員が当選人と決定しました。

ただいま議長に当選された田原親議員が議場におられますので、町村議会の運営に関する基準第49条の規定により、当選の告知をします。

つきましては、議長の当選並びに承諾のごあいさつを前の演台へお願いいたします。

議員（仮議席29番 田原 親君） ただいま仮議長から報告ありましたように、14人の推薦をいただきまして、築上町の議長として推薦されました。その中で、14人の方につきましては、この合併につきまして反対した者が入ったようにございますけども、この築上町がこれからどうなるものか私は心配しております。その中であと残されたのは町長選でございます。いろんな議員の中で感情的なものが多少できるんじゃないかならうかというふうに心配はしておりますけども、私、議長になった以上は、この感情論、いろんな問題につきましては、これを1年半あとでございますが、その間スムーズに何事もないような状況で、町民の本当に喜ぶ、この築上町に合併されたことを町民に対して円滑に本当によかったなというようなものをしていきたいと思っております。そういうことで、1年半でございますけども、皆様方の絶大な協力を心からお願いいたしまして、私のあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（神下 忠君） それでは、議長は議長席に登壇ください。

以上で臨時議長の職務は終わりました。議長の席を降壇させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔臨時議長退席、議長着席〕

議長（田原 親君） 仮議長にかわりまして、会議を続行いたします。

### 日程第3．会議録署名議員の指名

議長（田原 親君） 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、町村議会の運営に関する基準第133条の規定により、仮議席3番、白石隆則議員、4番、小林和政議員を指名します。

### 日程第4．会期の決定

議長（田原 親君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から19日までの2日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から19日までの2日間と決定しました。

日程第5・選挙第2号

議長（田原 親君） 日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口は閉めんでもいいです、もう閉めたから。

ただいまの出席議員は30名です。

次に、立会人の指名を行います。町村議会の運営に関する基準第47条の規定により、投票立会人に仮議席5番、山中正治議員、6番、金澤久芳議員を指名します。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（田原 親君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（田原 親君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） それでは、記入してください。記入しましたら、1番から順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（田原 親君） これで投票を終わります。

開票いたします。立会人の方、お願いいたします。

〔開票〕

議長（田原 親君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数30票、有効投票30票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、吉元實議員14票、岡田信英議員13票、西畑イツミ議員2票、田村兼光議員1票、以上でございます。

この選挙の法定得票は8票です。したがって、吉元實議員が副議長に当選されました。

以上で投票の結果を終わります。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（田原 親君） ただいま副議長に当選されました吉元實議員が議場におられますので、



町村議会の運営に関する基準第49条の規定により、当選の告知をします。

つきましては、副議長の当選並びに承知のごあいさつを前の演台でお願いいたします。

議員（仮議席30番 吉元 實君） 皆さんたちのおかげで副議長に当選することができました。新しい築上町としてますます発展するように、公平な議会運営をいたすために議長を補佐して一生懸命頑張っていきますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

（拍手）

議長（田原 親君） ここで一たん休憩をします。再開は午後1時からとします。議員の皆さん、委員会室で全員協議会を開催いたしますのでお集まりください。執行部はここで退場してください。

午前10時41分休憩

午後1時00分再開

議長（田原 親君） 大変お待たせをしました。休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 日程第6．議席の指定

議長（田原 親君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席については、会議規則第4条第3項の規定によって、お手元に配付しております議席表のとおりとします。

#### 日程第7．諸般の報告

議長（田原 親君） 日程第7、諸般の報告。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

お諮りします。本日の臨時議会で提案されています日程第8、発議第1号の築上町議会定数条例の制定についてから、日程第18、発議第11号の築上町議会研修委員会の設置に関する決議についてまでを本日即決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号の築上町議会定数条例の制定についてから発議第11号の築上町議会研修委員会の設置に関する決議についてまでを本日即決することに決定しました。

#### 日程第8．発議第1号

議長（田原 親君） 日程第8、発議第1号築上町議会議員定数条例の制定についてを議題と

します。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第1号築上町議会議員定数条例の制定について。上記の議案を地方自治法第112条の規定に基づき別紙のとおり提出します。平成18年1月18日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、同議会議員信田博見、同じく賛成者、同議会議員宮下久雄、賛成者、同じく議会議員川端政廣、賛成者、同じく議会議員白石隆則。

以上です。

議長（田原 親君） 吉元委員長、簡単に提案理由の説明を。

議員（27番 吉元 成一君） 提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号築上町議会議員定数条例の制定について、本案は築上町の誕生に伴い築上町議会議員定数を定めるものであり、地方自治法第91条1項の規定により、定数24とし、次の一般選挙から適用するものであります。

よろしく審議のほどお願いいたします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより発議第1号について採決を行います。発議第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第9．発議第2号

議長（田原 親君） 日程第9、発議第2号築上町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第2号築上町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について。上記の議案を地方自治法第112条の規定に基づき別紙のとおり提出します。平成18年

1月18日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、同丸山年弘、同じく賛成者、同田村與四郎、同じく賛成者、同宮下久雄、同じく賛成者、同信田博見。

以上です。

議長（田原 親君） 吉元議員、提案理由の説明を求めます。

議員（27番 吉元 成一君） 発議第2号築上町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は築上町の誕生に伴い、築上町議会の決議すべき事件に関する条例の制定です。地方自治法第96条1項のほか、同条第2項の規定に基づき、公平委員会が喚問した場合の証人の費用弁償に関する事項を定めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 反対意見がないので、これより発議第2号について採決を行います。発議第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第10 発議第3号

議長（田原 親君） 日程第10、発議第3号築上町議会会議規則の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第3号築上町議会会議規則の制定について。上記の議案を地方自治法第120条の規定に基づき別紙のとおり提出します。平成18年1月18日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、同信田博見、同じく賛成者、同丸山年弘。

以上です。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（27番 吉元 成一君） 発議第3号築上町議会会議規則の制定についての提案理由の説

明を申し上げます。

本案は築上町議会誕生に伴い築上町議会の会議規則を定めるものであり、地方自治法第120条の規定に基づき、議会運営にかかわる事項等を定めるものであります。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 反対意見がございませんので、これより発議第3号について採決を行います。発議第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

・ ・

#### 日程第11、発議第4号

議長（田原 親君） 日程第11、発議第4号築上町議会委員会条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第4号築上町議会委員会条例の制定について。上記の議案を地方自治法第112条の規定に基づき別紙のとおり提出します。平成18年1月18日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、同信田博見、同じく賛成者、同丸山年弘、同じく賛成者、同宮下久雄、同じく賛成者、同田村與四郎。

以上です。

議長（田原 親君） 吉元議員、説明を求めます。

議員（27番 吉元 成一君） 発議第4号築上町議会委員会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は築上町の誕生に伴い築上町議会の委員会条例を定めるものであり、地方自治法第109条の規定に基づき、議会運営にかかわる委員会活動等について条例を定めるものであります。

よろしく審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 反対意見がないようで、これより発議第 4 号について採決を行います。

発議第 4 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第 4 号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 1 2 . 発議第 5 号

議長（田原 親君） 日程第 1 2、発議第 5 号 築上町議会傍聴規則の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第 5 号 築上町議会傍聴規則の制定について。上記の議案を地方自治法第 1 3 0 条第 3 項の規定に基づき別紙のとおり提出します。平成 1 8 年 1 月 1 8 日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、同信田博見、同じく賛成者、同丸山年弘。

以上です。

議長（田原 親君） 吉元議員、説明を求めます。

議員（27番 吉元 成一君） 発議第 5 号 築上町議会傍聴規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は築上町の誕生に伴い築上町議会の傍聴に関する規則を定めるものであり、地方自治法第 1 3 0 条第 3 項の規定に基づき、傍聴者の心得はもちろん、一般傍聴者定数を 3 0 人と定めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 反対意見がないようでございますので、発議第5号について採決を行います。発議第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

### 日程第13・発議第6号

議長（田原 親君） 日程第13、発議第6号築上町議会事務局設置条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第6号築上町議会事務局設置条例の制定について。上記の議案を地方自治法第112条の規定に基づき別紙のとおり提出します。平成18年1月18日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、同信田博見、同じく賛成者、同白石隆則、同じく賛成者、同川端政廣、同じく賛成者、同宮下久雄。

以上です。

議長（田原 親君） 吉元議員、提案理由の説明を求めます。

議員（27番 吉元 成一君） 発議第6号築上町議会事務局設置条例の制定について、本案は築上町の誕生に伴い築上町議会に事務局を設置するものであり、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、条例制定するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより発議第6号について採決を行います。発議第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決すること

に決定しました。

#### 日程第14．発議第7号

議長（田原 親君） 日程第14、発議第7号常任委員会の選任を行います。

お諮りします。常任委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によってお手元に配付しております名簿のとおり指名しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで報告します。各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので御報告いたします。事務局から報告をさせていただきます。事務局。事務局長（江本偉久雄君） では、報告いたします。

総務常任委員会の委員長に吉元成一議員、副委員長に信田博見議員、厚生常任委員会の委員長に西口周治議員、副委員長に有永義正議員、文教委員会の委員長に武道修司議員、副委員長に辻上浩議員、産業建設常任委員会の委員長に岡田信英議員、副委員長に中島英夫議員の方々が選出されております。

以上です。

議長（田原 親君） 以上のとおり互選された方についての報告がありました。これで報告を終わります。

#### 日程第15．発議第8号

議長（田原 親君） 日程第15、発議第8号議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によってお手元に配付しております名簿のとおり指名しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで報告します。議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので御報告いたします。事務局長から報告してください。

事務局長（江本偉久雄君） では、御報告いたします。

議会運営委員会の委員長に吉元成一議員、副委員長に武道修司議員が選ばれました。

以上です。

議長（田原 親君） 以上のとおり互選された方についての報告がありました。これで報告を終わります。

日程第16．発議第9号

議長（田原 親君） 日程第16、発議第9号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第9号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり、築上町会議規則第14条の規定に基づき別紙のとおり定めるものであります。平成18年1月18日、提出者、築上町議会議員辻上浩、賛成者、同工藤久司、同じく賛成者、同有永義正。

以上です。

議長（田原 親君） 辻上議員、簡単に説明を求めます。

議員（28番 辻上 浩君） 提案理由の説明を行います。

築上町に位置する築城基地に関する調査、研究並びに具体的な要望を行うもので、行政や住民と一体となって防音対策などに取り組み、住民の安全確保の対応策を検討するものであります。また、昨今の在日米軍の再編問題、また築城基地での訓練使用など、築城基地が多岐にわたり新たな局面を迎えております。関係自治体との連携も強化、活動することを含めて設置するものであります。

よろしく願いいたします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 反対意見がないようでございますので、これより発議第9号について採決を行います。発議第9号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置され、築上町議会基地対策特別委員会の委員の選任については、



委員会条例第8条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います  
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会基地対策特別委員会の委員は  
お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第17・発議第10号

議長（田原 親君） 日程第17、発議第10号築上町議会報編集委員会の設置に関する決議  
についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第10号築上町議会報編集委員会の設置に関する決議について。  
標記について別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定に基づき別紙のとおり定めるも  
のであります。平成18年1月18日、提出者、築上町議会議員辻上浩、賛成者、同じく西畑イ  
ツミ、賛成者、同川端政廣。

以上です。

議長（田原 親君） 辻上議員、簡単に提案理由の説明を求めます。

議員（28番 辻上 浩君） 提案理由の説明をいたします。

議会広報は議会と住民を結ぶ連絡網の一環であり、議会の審議・活動状況などを広く住民にお  
知らせする重要な役割を持っております。この議会活動の広報の活動を充実し、住民の皆様にな  
りやすく情報を提供できる仕組みを研究調査し、それにかかわる編集委員が十分に活動できる  
ようにこの編集委員会を設置するものです。

よろしく願いいたします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより発議第10号について採決を行います。発議第10号は原案のとおり可決することに  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置され、築上町議会報編集委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会報編集委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

#### 日程第18・発議第11号

議長（田原 親君） 日程第18、発議第11号築上町議会研修委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第11号築上町議会研修委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定に基づき別紙のとおり定めるものであります。平成18年1月18日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、同白石隆則、同じく賛成者、同塩田昌生。

以上です。

議長（田原 親君） 宮下議員、簡単に説明を求めます。

議員（11番 宮下 久雄君） 提案理由の説明をいたします。

議会議員の活動は住民のさらなる生活向上を願うものであります。この研修委員会はそれらの情報収集や先進事例を吸収し、築上町の発展に寄与するための研修を初め、議員の見聞を広めるとともに、近年の社会構造の変化に対応し得る町づくりの構築を議員みずからが研究し、共通認識の中、住民生活の向上を目指すものであります。今回の委員会設置はこれらの事項を円滑に展開できる仕組みとして設置するものであります。

以上です。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより発議第 11 号について採決を行います。発議第 11 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第 11 号は原案のとおり可決することに決定しました。

事務局長（江本偉久雄君） 事務局長でございます。先ほどの発議 9 号から 11 号の各委員会の委員さんに承諾もらいました。そこで、正副委員長が決まっておりますので御報告させていただきます。

まず、基地対策特別委員会の委員長に辻上浩さん、副委員長に工藤久司さん、それから、発議第 10 号の資料の議会報編集委員会の委員長に辻上浩さん、副委員長に西畑イツミさんです。さらに（「局長、議員とってください」と呼ぶ者あり）はい、済みません。じゃあ、改めて訂正いたします。

発議第 9 号の基地対策特別委員会の委員長に辻上浩議員、副委員長に工藤久司議員です。次に、議会報編集委員会の委員長に辻上浩議員、副委員長に西畑イツミ議員です。それから、発議第 11 号の議会研修委員会の委員長に宮下久雄議員、それから副委員長に白石隆則議員です。

以上でした。

議長（田原 親君） お諮りします。ただいま設置された築上町議会研修委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会研修委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

#### 日程第 19 . 選挙第 3 号

議長（田原 親君） 日程第 19、選挙第 3 号京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

京築広域市町村圏事務組合議会議員に田原親議員、吉元實議員、吉元成一議員、信田博見議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田原親、吉元實、吉元成一、信田博見両議員を京築広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田原親、吉元實、吉元成一、信田博見、4議員が京築広域市町村圏事務組合議会議員に当選人とされました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

#### 日程第20 . 選挙第4号

議長（田原 親君） 日程第20、選挙第4号京築地区水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

京築地区水道企業団議会議員に田原親議員、吉元一也議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田原親、吉元一也議員を京築地区水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田原親、吉元一也議員が京築地区水道企業団議会議員に当選人とされました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

## 日程第 2 1 . 選挙第 5 号

議長（田原 親君） 日程第 2 1、選挙第 5 号築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に川端政廣議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました川端政廣議員を築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました川端政廣議員が築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に当選人とされました。

会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

## 日程第 2 2 . 選挙第 6 号

議長（田原 親君） 日程第 2 2、選挙第 6 号築上郡税務事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

築上郡税務事務組合議会議員に川端政廣議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました川端政廣を築上郡税務事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました川端政廣議員が築上郡税務事務組合議会議員に当選人とされました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

#### 日程第23．選挙第7号

議長（田原 親君） 日程第23、選挙第7号豊前広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

豊前広域環境施設組合議会議員に吉元實議員、有永義正議員、吉元一也議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました吉元實議員、有永義正議員、吉元一也議員を豊前広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉元實議員、有永義正議員、吉元一也議員が豊前広域環境施設組合議会議員に当選人とされました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

#### 日程第24．選挙第8号

議長（田原 親君） 日程第24、選挙第8号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙については、築上町長が決定した後に協議することにします。

つきましては、日程第24の選挙第8号については、本日の審議を取り下げることにはいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第25．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（田原 親君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第7条の規定によりお手元に配付しましたように、本会議の会議日程と議会の運営に対する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（田原 親君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議をこれで閉じます。本日は大変御苦労でございました。これで散会します。

午後1時39分散会